

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）あいのや新蛇田店
石巻市新蛇田団地2街区7-1画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社あいのや 代表取締役 相野谷 真一
宮城県石巻市南中里二丁目6番35号
- 3 市町村の意見の概要

（1）環境保全に関する事項

申請地は、住宅地に隣接しており、付近には中学校や保育園もある。大規模小売店舗が立地されると、これまでの住環境が一変することになる。よって、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して十分に説明し、理解を得た上で適切に行うこと。立地後の問題発生を未然に防止するためにも近隣住民から理解を得ることが不可欠である。

（2）騒音に関する事項

届出書では、駐車場の利用時間が午前6時30分から午後9時30分まで、荷さばき実施時間帯が午前6時から午後10時までになっている。早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を十分に講じるとともに、特に近隣住宅地への対策は十二分に講じること。

（3）振動に関する事項

届出書には振動に関する項目はないが、今回新たに設置する冷凍室外機及び空調室外機は原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合がある。

振動の特定施設について確認し、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。

(4) 光害に関する事項

屋外照明，広告塔照明等については，近隣住宅に対する配慮を十分行い，適切な光害対策を講じること。

(5) 交通に関する事項

新蛇田自転車歩行者道1号線に車両が乗り入れないように措置すること。

車両乗り入れ施設（歩道切り下げ）については，区画整理事業者（石巻市復興事業部整理第1課）の許可を得ること。

(6) その他の事項

近隣住民等から苦情があった場合は，誠意をもって速やかに解決すること。また，近隣住宅地の生活環境に悪影響等が確認された場合には，早急かつ適切に対応すること。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第75条第1項の規定による届出が未提出なので，速やかに提出すること。

宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定による届出が未提出なので，速やかに提出すること。

石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱第7条第1項の規定による届出が未提出なので，同要綱第4条第1項の規定による標識の設置後，速やかに提出すること。

適正な土地利用のため，低層住宅側の道路境界線について，垣・柵を遮光に配慮したものとし，地区計画の趣旨に沿った建築計画にすること。

当該店舗は石巻市立蛇田中学校の西側に配置され，周辺道路は復興住宅工事関連や復興住宅，住居の建築により，日頃から車両交通量が多い状態となっている。同学区内となる石巻市立蛇田小学校及び同蛇田中学校では，日頃から登下校における安全指導を徹底し，計画的に職員が巡回するなど実態をつかみながら具体的に児童・生徒に指導を行っているが，今回届出のあった新店舗の午前7時開店，午後9時閉店という時刻から，児童・生徒の登下校中及び休日における交通事故の発生が憂慮される。このことから，駐車場入り口に常時誘導員を配置するなど，周辺の交通安全対策について最善の配慮をすること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成28年5月9日から平成28年6月9日まで（ただし，閉庁日を除く。）